

## 平成 20 年度 第 2 回 松阪市環境審議会 議事録

日 時 : 平成 20 年 11 月 25 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分

場 所 : 松阪市役所第一分館 2 階奥会議室

出席者 : 16 名

### 審議会委員 12 名

吉田弘一 (会長)、富田靖男 (副会長)、浅井福美、大橋純郎、  
門暉代司、鈴木舞子、筒井弘佳、西川博明、牧戸継右、  
伊藤眞司、奥西猛、前田多香子

### 事務局 4 名

樋口環境部長、三田環境課長、篠原環境推進係長、  
環境推進係 (小山)

### 〈議 事〉

#### 1. 吉田会長挨拶

#### 2. 環境基本計画の重点事業について

・審議会委員からの意見、質問に対する事務局からの回答

(1) 学校エコチャレンジについて

(2) 環境パートナーシップ会議について

委 員 : 学校エコチャレンジの幼稚園での取組みは？

事務局 : 来年度から呼びかけを行う。現在は、小中学校で取り組んでいる。

委 員 : 教育委員会が中心となっているのか？総合学習の中での取組みなのか？それとも、  
学校全体で行うのか？

委 員 : 教育委員会が中心で行っている。総合学習の中で、1 年を通しての環境学習として  
課題を持ち、高学年が取り組む。教師ではなく、子供たちが主体となって全校生  
徒に呼びかけ、学校全体で取り組んでいる。

(3) 重点事業の評価について

(4) 重点事業の数について

委 員 : 年度末の評価となると、予算に反映されるのは 1 年後になってしまう。もう少し  
早く出来ないのか？

事務局 : 年度末評価は I S O 14001 に基づいて行っているが、中間評価の必要性もあるこ  
とから、今後、可能なところは中間評価を行うように考えている。

(5) 下水道、浄化槽推進事業について

委員：下水道事業による水質維持だが、処理水が海に流れることでプランクトンが減少し、魚が減ってきているという弊害が生じている。三重県の水質基準は厳しく、鈴鹿地区で2ヶ所、四日市地区で1ヶ所の海苔の養殖場が閉鎖になっている。そういった弊害があるということも、頭に入れておいて欲しい。

(6) 木質バイオマス事業について

委員：熱利用は行っているのか？また、停止中はどうするのか？

事務局：まだ稼働されていないので、行っていない。

委員：ウッドピアはパルプ原料としてチップを製紙会社に売っているが、質がいいものは単価が高いので、良いものは製紙会社へ売り、多少の異物が混ざったものを燃料としていくのではないか。

委員：何のために行うのか？

事務局：間伐材の利用のため。新エネルギー事業として行っている。

(7) 市街地循環バス運行について

委員：嬉野森本地区で、移動に不自由な思いをしている世帯がある。陳情しても、なかなか先に進まない。赤字でも運行して欲しい。

事務局：松阪市地域公共交通協議会において、住民と行政が検討している。地域参画型の公共事業であり、不便だからという要望だけでは、運行実現まで至らない。

(8) 総合運動公園事業について

委員：私は、公園建設に反対である。既存の公園が有効に使用されているのか？市は、箱物だけ作りすぎている。本当に総合公園は必要なのか？公園建設に予算をかけることに反対する。

委員：意見や質問に対する回答は、紙面で充分。それよりも、前回示された重点事業の進捗状況を全て知りたい。

事務局：年度途中の評価が出来る事業があれば、今後可能な範囲で報告することも考えている。

委員：環境課として、事業の中間評価はできないのか？

事務局：数値化できるものが無い。次回各課からの進捗状況を報告してもらおう。今回は、委員の方の質問に答える場とした。

委員：環境課が、松阪市の環境全般における事業を全部見ているわけですよね？各事業に対して、環境課がもっと踏み込むべきではないのか？それが出来ないのであれば、連携体制を作るべきである。

会長：単位事業は、各部・課で行うわけであり、環境課には限界がある事を理解して欲しい。

事務局：環境課に、全事業に対して権限は無い。職務には役割分担がある。環境課からは、各課に対して情報提供や要望などを行っている。

事務局：今回の重点事業の洗い出しは初めての試みであるので、環境課が出来る範囲の情報収集は行っていく。

委員：今回は、22の重点事業の進捗状況を、各担当者から説明して欲しい。

事務局：担当者全員の日程調整は難しく、不可能である。委員の方の日程調整の後、担当者の調整を行う。

### 3. マイバッグ持参運動の経過報告

・事務局より説明

委員：レジ袋有料化参加店舗以外の店への取組みは？

事務局：レジ袋削減取組み店として登録してもらい、運動に参加してもらおう。

委員：市民へのごみ減量の訴えとして、レジ袋有料化を行ったわけであるので、実際のごみ減量に繋がらないと意味が無い。是非、その数値を出して欲しい。また、CO2削減の取組みはこのレジ袋有料化だけではない。その他の可視的な行動を行うべきである。

事務局：レジ袋を断ることでCO2削減に繋がるということが、市民の意識改革のひとつになったと思う。今回、市民・事業者・行政が協働で取り組むことが出来たので、今後のパートナーシップ会議に繋げていきたい。

#### 4. その他

委員：本来、審議会は会長が議長ではないのか？今日の審議会は市議会や委員会のように、事務局は勘違いされているのでは？委員同士で議論するのが審議会であり、委員と事務局が議論するのは審議会ではない。進行を考えるべき。今回は委員の勉強会のように、委員の要望に応えるようになっているが、それは会の前に直接委員と事務局で行うものであり、この場ですることではない。審議会の在り方を再検討してもらいたい。

事務局：本来ならば、松阪市の環境面に重要な問題が生じた場合ここで審議し、市長に答申するのが正しいやり方である。今回は、前回示した重点事業に対し、委員の方から質問があると言われたため、それに対し回答する場となった。次回は中間報告ということだが、全部は不可能である。事業を絞って頂きたい。全部の重点事業の報告を審議会で行うというのは、いかがなものか。

会長：今日の審議会は、委員の方が事務局に質問し回答をもらったということなので、皆さん理解願いたい。今後は、本来の審議会に戻して頂きたい。

委員：環境基本計画の重点事業と、実施計画との整合性は？

事務局：実施計画は箱ものが主となるので、環境面から見ると少ないため、必ずしも整合性がとれているわけではない。

委員：実施計画はつくるのか？

事務局：特に実行計画としてまとめることは無い。前回の資料で関連事業を表にまとめたものを実行計画の代わりにしており、改めてつくることは無い。

委員：では、ここに載っていなければ実行できないのか？

事務局：追加や変更には柔軟に対応する。

委員：生活環境だけでなく、自然環境への計画も盛り込んで欲しい。

事務局：自然環境の重点事業が一つも無いが、今後関連事業があれば追加していく。

事務局：基本計画が主体であるが、財源範囲の中で緊急性のあるものからやっていく。

委員：環境基本法の許可、認可はどこでやっているのか？

事務局：許可、認可は環境面では無い。

委員：では、その審議がこの会で行われるのか？

事務局：この審議会の内容を、必要であれば市長に答申する。

委員：許可、認可はこの審議会では無いと思う。環境保全審議会で行われるのではないのか。

委員：この審議会と環境パートナーシップ会議との整合性は？

事務局：別個のもの。審議会は環境に重点を置いている。環境パートナーシップ会議は基本計画書の中で示してある。

委員：審議会の委員の間にも、温度差がある。環境審議会というのは、ポイントを絞って、定められた重点事業に対し、環境に関する重大な内容について、具体的に委員同士が議論、審議する会である。今後は、この形に戻してもらいたい。

委員：緊急に召集されないということは、環境に対して何も無いということでは？

委員：何も無いことは無い。皆さんに審議してもらおうほどの大きなことが無いだけであり、小さなことは起こっており、それぞれ対応している。

委員：6月に説明された風力発電はどうなっているのか？

事務局：2社が計画進行中。環境保全審議会で各社の説明会を開く予定であり、後日報告させていただきます。

会長：他に無いようなので、今日はこの辺で。